

令和4年度に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する考え方

No.	基準等	意見	機構の考え方
1	P 1 I 総則 1 評価の目的 1-1 (2)	1 評価の目的 (2) 「・・・評価結果を当該法科大学院に通知すること。」とあるが、他の箇所の表現から考えると「・・・評価結果を、当該法科大学院を置く大学に通知すること。」の方が、正しいのではないか。	<p>【対応】 次のとおり、「1 評価の目的」について修正する。 (赤字は意見照会の結果を踏まえ修正した箇所)</p> <p>1 評価の目的</p> <p>1-1 独立行政法人大学改革支援機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて・・・（省略） (1)（省略） (2) 当該法科大学院の教育研究活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。 (3)（省略）</p> <p>【理由】 意見の趣旨を踏まえ、修正した。</p>

No.	基準等	意見	機構の考え方
2	II 評価基準（全般）	<p>評価基準本体が概括的で簡素なものとされたことについては、評価に係る負担を踏まえ積極的に評価いたします。</p> <p>ただ、「各基準の詳細は、法科大学院が自己評価の際に用いる『自己評価実施要項』や『法科大学院認証評価に関するQ&A』で理解できるようにした」とされております。ついては、上記要項やQ&Aが煩瑣なものになることなく、これらにより作成する自己評価の作業も同様に簡素なものとしていただき、評価を受ける大学の負担が増えることがないよう、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、「自己評価実施要項」等の策定に当たっては、各機関に対ししかるべき期間の意見照会の機会を設けていただけますと幸甚に存じます。</p>	<p>【対応】</p> <p>評価基準に対する所感や今後に向けた要望であるため、修正は行わない。なお、自己評価実施要項等については、法科大学院評価基準要綱が確定した後、速やかに公表することとし、説明会等の機会に各法科大学院の意見を聴取する予定である。</p>